

～ 船検を受検される皆様へ～

船検日までに船検前の準備をしてください

共通

船検前：次の点検・整備をしてください。

- 船体に損傷等がない状態であること。
- 主機が適正に使用できる状態であること。
- 法定備品（救命胴衣など）が適正に使用できる状態であること。
 - 法定備品【リンク有】
 - 膨脹式救命胴衣の保守・点検マニュアル【リンク有】
 - 小型船舶用消火器等を使用されている皆様へ【リンク有】
 - 『固型式救命浮器』の適切な設置方法について【リンク有】
 - 適性に使用できる状態ではない救命設備【リンク有】
- 各設備（航海灯、汽笛、排水など）が適正に使用できる状態であること。



～ 船検を受検される皆様へ～

船検日までに船検前の準備をしてください

個別

船検前：次の点検・整備等をしてください。

- 第2種小型漁船、沿海以遠の船舶、許可事業船などは、『上架検査』が必要か確認し、準備する。（船底弁含む）
- 第2種小型漁船、沿海以遠の船舶などは、機関解放が必要か確認し、『解放』又は『保守整備記録』を準備する。
- EPIRB、SART、救命いかだ、自動離脱装置を搭載している場合、認定整備事業者へ『整備』を依頼する。
- 発電機やインバーターがあり、35Vを超える電路がある場合、『絶縁抵抗試験』が必要か確認し、日本船舶電装協会の認定された事業所に試験を依頼する。【リンク有】
- プロパンガスボンベを設置している場合、固定配管の『漏えい試験』が必要か確認し、漏えい試験をガス会社に依頼する。
- 総合通信局の許可等が必要な無線設備がある場合、無線局免許状の有効性を確認し、必要に応じて更新する。（VHF、漁業無線など）



～ 船検を受検される皆様へ～

船検日までに船検前の準備をしてください

共通

船検当日：次の状態で準備をしてください。

- 船体に安全に乗降りできる【リンク有】
- 船体内部を確認できる【リンク有】
- 主機を作動できる（補機等含む）【リンク有】
- 各設備を作動できる
- 法定備品を確認できる【リンク有】

個別

船検当日：次の準備をしてください。

- 上架検査が必要な場合、船台に乗せ安定した状態、専用の脚立などを固定し、『上架検査』ができる準備をする。（船底弁の確認を含む）
- 機関解放を省略する場合、『保守整備記録』を提出する。
- 絶縁抵抗試験、プロパンガスの漏えい試験が必要な場合、『各試験レポート』を提出する。
- 救命設備の整備が必要な場合、『整備レポート』を提出する。
- 無線設備がある場合、有効な『無線局免許状』（事項書・設計書含む）を提示する。
- 漁船登録の場合、有効な『漁船登録票』を提示する。
- 復原性規則（旅客船）が適用されている場合、承認された『復原性資料』を提示する。（操縦性能含む）

～ 船検を受検される皆様へ～
船検日までに船検前の準備をしてください

参考

『点検・整備』のポイントを推進機関の種類毎にまとめています。

- 船内機・船内外機編【リンク有】
- 船外機編【リンク有】
- PWC（水上オートバイ）編【リンク有】

